

名称・所在地

第1条 本会は吹上小学校PTAと称し、本部を名古屋市昭和区吹上町1-22に置く。

目的

第2条 本会は下記の諸項を目的とする。

1. 家庭、学校及び社会における児童の福祉増進を図る。
2. 家庭生活及び社会生活の水準を高め、新しい民主的教育に対する理解を深めるために父母に対して成人教育を盛んにし、吹上学区における社会教育の振興を助ける。
3. 児童教育について父母と教員とが聡明な協力をするとともに、教育環境の整備を図る。

方針

第3条 本会は下記の諸項を方針とする。

1. 本会は、教育を本旨とする自主独立の民主団体として活動するものであって、非営利的、非宗教的、非政治的である。
2. 本会は、学校及び会員と学校問題について討議し、また、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教員の人事に干渉しない。
3. 本会は、本会の目的達成のため、他の社会的団体及び機関と協力するとともに、国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。
4. 法令を遵守するとともに、会員の主体性、自主性を尊重し強制のない運営を行う。
5. 本会の活動において、すべての児童は平等に扱われ、児童及びその父母、またはそれに代わる人（以下「父母」と言う）の属性によるあらゆる形態の差別をしてはならない。

会員

第4条 本会の会員になることができるものは、学校に在籍する父母と吹上小学校教職員とする。

2. 本会への入会を希望するものは所定の入会申込書を提出しなければならない。
3. 本会からの退会を希望するものは所定の退会申込書を提出しなければならない。

役員

第5条 本会に下記の役員をおく。

1. 会長：1名
総会、常任委員会、役員会を召集し、会を代表する。なお、会計監査委員会に出席できる。
2. 副会長：若干名
会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理をつとめる。
3. 書記：2名
総会、常任委員会、役員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。
4. 会計：2名
本会のすべての収入支出を正確に記録し、総会において決算報告をする。

第6条 会長の選出は選考委員会で候補者を選び、総会において承認を受ける。

副会長、書記、会計は、会長が委嘱し、総会で承認を得る。

役員の内兼任は認めない。

役員に欠員が生じた場合は補充する。但し、会長に欠員を生じた場合に限り、前会長の残任期間中、副会長が会長に就任する。

第7条 役員の内任期は1か年とする。但し、再選しても差支えない。なお、後任者決定までは前任者がその任に当たる。

顧問・参与・相談役

第8条 本会には顧問及び参与若干名、相談役を置くことができる。顧問及び参与は会長が総会の承認を経てこれを委嘱する。相談役は吹上小学校長に委嘱する。

委員会

- 第9条 役員会は、役員によって構成され、第2条の目的達成のため、本会の運営、及び次の任務を持つ。
役員候補者の選出と会則の改廃案、事業計画案、歳出歳入の予算案、決算の報告案及びその他の議案を審議する。
- 第10条 会計監査委員会は、年度はじめの総会において選出された2名以上の監査委員によって構成される。この会はその年度の会計を監査し、その結果を翌年の総会に報告する。
- 第11条 各種委員会の任期は、役員に準ずる。

サークル活動

- 第12条 会員は第2条の目的に沿った活動を行うサークルを総会での承認のもとに結成することができる。

集会

- 第13条 本会には、下記の集会がある。
1. 総会は、年1回開くことを原則とする。
総会は、会員の10分の1以上の要求があり、役員会が必要と認めたとき、会長がこれを召集する。
総会は、役員、会計監査委員の選出と会則の改廃、事業計画、歳出歳入の予算編成及び予算の承認などの議決を行う。
総会の定足数は、会員の10分の1とする。
 2. 役員会は構成人員の要求があったとき、又は必要に応じて会長がこれを召集する。
役員会の定足数は役員の3分の2とする。
 3. 学級の集会などは随時開かれる。
 4. 校長並びに教頭は、如何なる集会にも出席することができる。
- 第14条 集会の決議は、出席者の過半数（会則の改廃は3分の2以上）の同意を必要とする。
- 第15条 本会の経費は会費、事業収入及び寄付金をもって充てる。
- 第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

個人情報の取扱

- 第17条 会員の個人情報は、別に定める個人情報保護方針に沿って適切に取り扱わなければならない

- ・ 本会則は、昭和28年4月1日からこれを施行する。
- ・ 昭和47年5月18日一部改正
- ・ 昭和58年4月28日一部改正
- ・ 昭和61年4月30日一部改正
- ・ 昭和62年4月28日一部改正
- ・ 平成 3年4月30日一部改正
- ・ 平成11年3月17日一部改正
- ・ 平成17年3月 2日一部改正
- ・ 平成21年3月 5日一部改正
- ・ 平成22年4月26日一部改正
- ・ 平成28年4月25日一部改正（全委員会の廃止）
- ・ 平成29年4月20日一部改正（学級委員人数の変更）
- ・ 平成30年4月19日一部改正
- （会員資格・入退会規定・サークル活動・個人情報取扱の追加及び学級委員・常任委員会の廃止）
- ・ 平成31年4月22日一部改正（強制・児童差別の禁止の追加及び地区委員・校外指導部の廃止）

上記の記載事項について相違ありません

名古屋市昭和区吹上町1-22 P T A会長 高橋 正敏 印